

作品の使用について

同人サークル アイシーエス

平成 27 年 5 月 20 日

概要

「アイシーエス」(以下「当サークル」)の製作物を使用する場合の当サークルの権利と責任分界点および当サークルでの許諾範囲・方法は本ドキュメントによります。Web 上掲載の文面と異なる場合は本ドキュメントの記載内容を優先します。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

1 著作権の存在

- 「アイシーエス」(以下「当サークル」)が制作した「すべての著作物」(以下「作品」)の著作権は原則として当サークルが保有しております。
- 「共同制作者」が存在する場合にはその範囲において共同制作者にも著作権が存在します。^{*1}
- 「原作が存在する作品に対しての当サークル製作の作品」(以下「二次創作作品」)については、上記に加え原作者の許諾条件および当サークルの許諾条件ともに適用となります。^{*2}

2 免責事項

- 当サークルの作品を視聴・聴取・閲覧なされたことによる不利益や損害は、当サークルの作品を使用する人(以下「作品の利用者」)が責任を負うものとし、当サークルでは責任を負いません。ただし、作品に重大な瑕疵がある場合はこの限りではありません。
- 当サークルの作品が紹介している各種情報について、正確性、道徳性、最新性、適切性など、その内容については一切の保証を致しかねます。
- 当サークル作品の視聴・聴取・閲覧は青少年保護育成条例(東京都の場合)や各自治体における同義の条例に対し違反になる恐れがありますのでご注意ください。

3 作品利用の適用範囲

当サークルが「各種方法」によって頒布した作品について特に定めのない限り、以下非営利目的の場合に適用となります。「各種方法」とは以下を指します。

- 各種頒布会や当サークルにて行う直接頒布

^{*1} 共同制作者とは「作品の制作にあたり当サークルと共同でかかわった者」をいいます。

^{*2} 二次創作作品についても許諾条件を設けている理由は原作者との責任分界点を明確にすることにあります。

- 当サイトおよびグループ内サイトでのダウンロード頒布・ストリーミング配信
- 「当サークルが特に指定した場所ならびにサイト」での配信
 - － 「当サークルが特に指定した場所ならびにサイト」には以下を含みます。
 - * 各種頒布会での委託販売
 - * DLSite.com とその提携サイト
 - * メロンブックス.com
 - * Booth.pm
 - * 各種動画・音楽公開サイト

4 許諾条件

営利・非営利で条件が異なります。各条件をご確認ください。

4.1 共通

作品の利用者に対し、原則として「法令上認められている範囲および社会通念上認められる範囲」(以下「許諾範囲内」)での使用許諾をいたします。

ただし、以下にあたる行為は許諾範囲内であっても許諾致しません。

- 作品の編集により当サークルおよび共同制作者に不利益になるような作品の再構成やその作品を公開すること。^{*3}
- 二次創作作品の場合、作品の編集により原作者に不利益になるような作品の再構成やその作品を公開すること。^{*4}
- 当サークルから特に依頼を行っていない作品の配布を行うこと(引用範囲を逸脱したものも含みます)^{*5}
- 当サークルにて頒布を取りやめた作品の代理配布を行うこと
- その他当サークルが不適当と判断した場合^{*6}

^{*3} この項でサンプリング・リミックスなどについて妨げるものではありません。

^{*4} なお、当サークル制作の二次創作作品については各作品タイトルに「(原作名) ファン (作品形態) (頒布媒体)」の記載もしくは作品内で二次創作であることを明示しております。

^{*5} 新しい要素のない当サークル作品を用いた音声ファイル・動画ファイルの未許可での公開行為(動画サイトへの作品まるごとアップロードがこれに当たります)。

一部動画サイトでのカテゴリズにおける「描いてみた」「演じてみた」「歌ってみた」などの場合は、当サークル作品を用いた二次創作作品とすることができるため、当項でこれを妨げるものではありません。

^{*6} 許諾条件をすべて満たしていても不適当とする場合があります。

4.2 非営利での使用の場合

前項の条件を満たしている場合でかつ、非営利の場合には特にお問い合わせいただくことなく許諾いたします。

可能な場合には制作した作品に可能な限り当サークル名「アイシーエス」もしくはサイト URL「<http://www.circle-ics.com/>」の表記（可能な場合はリンク）もお願いします。

また使用の際には customer@circle-ics.com にご一報いただくと当サークル側でもご紹介いたします。是非お知らせください。

4.2.1 条件が不明な場合

上記条件を原則としますが、利用に際して不明な点がある場合、customer@circle-ics.com にご相談ください。

なお、お問い合わせいただいてから土日祝日を除く5日を過ぎても返答がない場合黙認されたものとお考えください。

4.3 外部サイト投稿・企画参加などの場合

サークルとして外部サイトや企画等に投稿・参加する場合はこの規定によらず「クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利 2.1 日本 ライセンス (CC-BY-NC)」として許諾したものとします。

株式会社ニワゴのサービス「ニコニコ動画」では「ニコニコ・コモンズ（「営利目的で利用する場合には別途許可を取って下さい。」＋「ニコニコ・コモンズ対応サイトに許可」）」として許諾したものとします。

4.3.1 サークルとしての考え方

こちらから能動的に作品投稿を行う場合その外部サイトや企画について、明記されている条件を照らしあわせ当サークル規定を満たすものにしか参加いたしません。

4.3.2 条件を満たさなかった場合の対応

参加後瑕疵等により条件をみたくすもので無いことが判明した場合、あるいは後日条件を満たさないことが判明した場合には可能な場合「作品の取り下げ」を行うか、不可能な場合は営利目的の場合の手順を事後承諾で行います。

この場合サークルサイト等で告知し、以後同一の作品の利用者（利用者群）が行う当サークルへの許諾等の扱いは常に個別にて対応いたします。（営利目的の場合と同様の取り扱いおよび各種登録に係る特記事項と同様の取り扱いのいずれかもしくは両方の適用を行うとお考えください。）

4.4 営利目的の場合

営利目的の場合非営利の場合と異なり、原則申請が必要かつ完成した成果物を先立って確認させていただく事となります。定義が厳密になっていますので、ご確認の上該当する場合はこの手続に則ってください。

4.4.1 営利目的の定義

営利目的での利用は以下の対象者もしくは状況と致します。

- 企業*7が使用する場合
- 個人事業主*8が使用する場合
- 個人もしくは法人格を持たないサークルの場合、作品の

*7 作品の利用者が法務局にて登記が行われている企業・団体

*8 作品の利用者が税務署に「個人事業の開業届出書」を提出されている場合で、かつ「青色申告申請承認書」の提出がされている個人

公開によって「金銭的な対価」が得られる可能性のある場合*9

4.4.2 手続き

非営利の場合と異なり、制作物の公開以前に当サークルに対し許諾を申請していただきます。

公開時の当サークルに対する条件等がありましたら書面（メールなども可）にて提示していただきます。

完成した制作物を当サークルにご提示いただき、当サークルが認めた場合に許諾となります。

申請の際には以下の項目を併せてお知らせいただきます。（フォーマット等は特に定めません。）

- 個人もしくは法人格を持たないサークルが使用する場合
 - － 氏名（代表者名）
 - － ご住所（代表者住所）
 - － 過去実績（作品名など、過去1年以上。完成作品をご提示いただいてもかまいません）
 - － 使用用途・流通経路など完成作品の取り扱いについての詳細*10
- 企業もしくは個人事業主が使用する場合
 - － 個人もしくは法人格を持たないサークルの内容すべて
 - － 主要取引先
 - － 関連企業などの情報

許諾にあたっては当サークルより許諾した旨の書面をお送りいたします。詳細につきましては customer@circle-ics.com までお問い合わせください。

誠に勝手ながら5営業日以内に連絡がない場合は許諾を行わないものとします。

5 各種登録に係る特記事項

各種著作権団体に作品の登録を行った場合には、当該楽曲をサイト上で告知するとともに、この許諾条件によらず楽曲ごとに記載される条件を許諾条件とします。

6 許諾されていない作品への対処

非営利の場合の許諾範囲外や営利の場合の許諾されていない作品を当サークルが確認した場合は、その確認日より法令省令等で認められる期間のうちに予告なく然るべき対応を行う場合があります。

7 準拠法および合意管轄

本ドキュメントに関連する当サークルと作品の利用者との間で生じた一切の紛争は、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

*9 金銭的な対価とは、制作作品を有償で公開する場合に1年間で所得税法第121条1項1号の範囲を超えるかどうかで判断ください。制作時点で範囲を超えないと判断した場合非営利と同様の扱いで構いませんが、その後その範囲を超えてしまった場合でも超過がわかった時点でお知らせいただければ幸いです。

*10 二次創作作品を使用される場合、同時に原作者の規定も適用となります。流通経路などにご注意ください。

8 改訂履歴

2008/01/27 明文化

2008/04/08 一部条項の修正

2008/07/03 全面改定：作品制作の方法の変化に伴う他権利存在の追加、二次創作作品の責任分解点の存在、原則を法令・慣例法を優先に修正、許諾しない範囲の明記、営利目的の細分化

2009/03/06 補足の文面が改定前のものを引きずっていたので修正、サークル名の変更を行ったので修正、DL 販売について卸先が増えたので追加、「二次創作作品」が唐突に出てくるためその説明を追加、条文体裁を修正

2010/03/02 過去発生した諸問題についての当サークルの対応を追加

2010/04/19 外部作品投稿についてクリエイティブコモンズの利用をもって対応することを追加、項目が冗長化したものについて整理

2010/12/15 東京都の方へ作品視聴・閲覧の注意を追加

2010/12/24 文書の順序を整頓・一部項目で補足説明を追加

2011/12/23 サイトデザインの変更に伴い表示色を変更

2012/01/25 一部制限緩和及びニコニ・コモンズの利用に伴い条文ごとの整合をとる修正

2012/03/09 補足説明の追加、冗長になっていた表記の見直し、お問い合わせフォームの追記

2013/02/07 2010/12/15 の東京都条例対応を全国対応に変更

2014/12/24 現状に合わせ委託頒布先などを追加、文面の見直し、営利目的の場合の個人もしくは法人格を持たないサークルの場合の条件を緩和

2015/05/20 正文を PDF 化。併せて条文の整理と現状に合わせた一部条件の変更、罰則項目の追加、専属的合意管轄裁判所の設定、お問い合わせフォームアドレスの削除